

酒類小売業免許の規制緩和の経緯

	審議会報告 (9年6月)	閣議決定 (10年3月)	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度～
経済的規制 (需給調整要件)	距離基準は廃止 人口基準は廃止する方向で段階的緩和 人的要件を基礎とする免許制は堅持	距離基準は12年9月に廃止 人口基準は10～14年度に段階的緩和をし、15年9月に廃止 基準人口(大都市部) 1,500人 →	1,450人 → (9月実施)	1,400人 →	距離基準廃止(13年1月実施) 1,300人 → (13年1月実施)	1,200人 →	1,100人 →	人口基準廃止
公正取引 (不当廉売防止等)		長官指針(10.4)			公取委の酒類ガイドライン(12.11)			
社会的規制 (未成年者問題等)		長官通達(10.4) (5項目) ・年齢確認の徹底 ・夜間販売体制の整備 ・分離陳列 ・現行自販機の撤廃 ・従業員研修			未飲法の罰則強化(12.12) (販売業免許の取消事由等の追加) 警察庁、厚生省、国税庁の3省庁合同通達(12.12)	未飲法の年齢確認規定の追加(13.12) (7項目) 5項目 + ・通信販売における年齢確認の徹底 ・ポスター掲示等による注意喚起		